昭27. 1.24.

官報

毎日文庫

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

主要目次

府令
○連合国財産である株式の回復に関する登記取扱手続を廃止する府令　三三三頁
○ドイツ財産管理に関する登記取扱手続の一部改正　三三三
省令
○自転車競技法施行規則の一部改正　三三三
告示
○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別　三三四
○無線局承認　三三六
○閉鎖機関が所有する株式等の拂込期限指定　三三八
○保安林解除（岐阜県）　三四〇
○肥料の名称の変更申請に対し仮登録証の書替交付　三四一
○肥料の仮登録の有効期限の更新及び仮登録証交付　三四一
○自作農創設特別措置法により買収又は使用予定地域指定　三四二
○自転車競走場、選手及び自転車登録規程の一部改正　三四二
○文化貢献者西周の肖像を画題とする十円郵便切手発行　三四二
官庁事項
○日本専売公社における巡視問題紛争に関する調停について公表　三四四

府令

◉法務府令第六号

連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二百四十三号）及び同政令による改正前の連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）第十九条の規定に基き、連合国財産である株式の回復に関する登記取扱手続を廃止する府令を次のように定める。

昭和二十七年一月二十四日

法務総裁　木村篤太郎

連合国財産である株式の回復に関する登記取扱手続を廃止する府令

連合国財産である株式の回復に関する登記取扱手続（昭和二十四年法務府令第五十八号。以下「取扱手続」という。）は、廃止する。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　取扱手続は、連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二百四十三号。以下「改正令」という。）による改正前の連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）第十九条の規定が改正令附則第三項の規定によりなおその効力を有する限りにおいては、なお、その効力を有する。この場合において、取扱手続第二条、第三条及び第五条中「資本増加の登記」とあるのは「新株発行による変更の登記」とし、取扱手続第六条中「株式の種類」とあるのは「株式の額面無額面の別、種類」とする。

3　前項の場合において当該登記をなすべき登記簿が商業登記規則（昭和二十六年法務府令第百十二号）の適用を受けるときは、取扱手続第一条中「商業登記取扱手続」とあるのは「商業登記規則」とする。

◉法務府令第七号

ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第三十三条（同令附則第十一項において準用する場合を含む。）の規定に基き、ドイツ財産管理に関する登記取扱手続の一部を改正する府令を次のように定める。

昭和二十七年一月二十四日

法務総裁　木村篤太郎

ドイツ財産管理に関する登記取扱手続の一部を改正する府令

ドイツ財産管理に関する登記取扱手続（昭和二十五年法務府令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める。

第三条中「第四項」を「第五項」に改める。

第四条中「第五項」を「第六項」に改める。

第五条第一項を削り、同条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条とする。

第六条を次のように改める。

第六条　令第三十条第二項、第七項、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による登記の嘱託があつたときは、登記所は、その登記をしなければならない。

第七条第一項及び第二項中「第九項」を「第十項」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条　令第三十条第十三項の規定により商号の登記のまつ消の嘱託があつたときは、第六条の規定を準用する。

2　前項の登記をしたときは、登記用紙を閉鎖しなければならない。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正前のドイツ財産管理に関する登記取扱手続（以下「旧取扱手続」という。）第八条の規定は、ドイツ財産管理令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二百四十四号。以下「改正令」という。）による改正前のドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号。以下「旧令」という。）第十七条第三項及び第六項並びに第十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりなおその効力を有し、且つ、旧令第十七条第六項において準用する連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十六年政令第二百四十三号）による改正前の連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）第十条第一項の規定が、改正令附則第六項の規定によりなおその効力を有する限りにおいては、なお、その効力を有する。この場合において、旧回復取扱手続第二条、第三条及び第五条中「資本増加の登記」とあるのは「新株発行による変更の登記」とする。

3　旧取扱手続第八条において準用する連合国財産である株式の回復に関する登記取扱手続を廃止する府令（昭和二十七年法務府令第六号）による廃止前の連合国財産である株式の回復に関する登記取扱手続（昭和二十四年法務府令第五十八号。以下「旧回復取扱手続」という。）第二条から第五条までの規定は、旧取扱手続第八条の規定が前項の規定によりなおその効力を有する限りにおいては、なお、その効力を有する。この場合において、旧回復取扱手続第二条、第三条及び第五条中「資本増加の登記」とあるのは「新株発行による変更の登記」とする。

4　改正令附則第五項の規定によりなお効力を有する旧令第三十二条第一項の規定による自己の株式を保留した旨並びにその株式の額面無額面の別、種類及び数の登記は、商業登記規則（昭和二十六年法務府令第百十二号）附則第四項の規定による登記簿の改製を完了するまでの間、登記用紙中予備欄にしなければならない。

5　ドイツ財産管理に関する登記取扱手続第二条及び第三条の規定は、ドイツ財産管理令附則第九項の規定による登記のまつ消の嘱託をする場合に、ドイツ財産管理に関する登記取扱手続第二条の規定は、ドイツ財産管理令附則第十項の規定による登記の嘱託をする場合に準用する。

省令

◉通商産業省令第三号

自転車競技法施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十七年一月二十四日

通商産業大臣　高橋龍太郎

自転車競技法施行規則の一部を改正する省令

自転車競技法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十一條　規式自転車（二人乗以上の自転車をいう。）一車に乗車する全選手は、第八條、第十一條、第十二條及び第十五條の規定の適用については、一人の選手とみなす。

附　則

この省令は、昭和二十七年二月一日から施行する。

告　示

◉無線電波監理委員会告示第二百十号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六條の規定により、海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次の通り定め、昭和二十六年十二月十一日から適用する。

昭和二十六年電波監理委員会告示第二号、同第二百七十八号、同第四百五十号、同第四百六十四百三号は廃止する。

昭和二十七年一月二十四日

電波監理委員会委員長　宮崎　謙次

1　船舶局の使用する電波の型式及び周波数

1　船舶局相互間及び船舶局と海岸局との間における通信に使用するもの

通信の区別	電波の型式及び周波数（kc）							
	呼出、信号出及び応答の送信			その他				
	A一	A二	A三	A一	A二	A三		
海上移動業務に使用する船舶局相互間及び海岸局と船舶局との間における通信	四五〇（1） 二〇五〇（2） 二一四〇（3） 六、五五〇（3）A	四五〇	一、九四〇 二一四〇	四五〇（1） 二〇五〇（2） 二一四〇（3） 六、五五〇（3）A	四五〇	一、九四〇 二一四〇		
海上移動業務に使用する船舶局相互間及び海岸局と船舶局との間における通信を行うとき	（船舶局相互間における通信又は漁業通信に使用するもの）							
海上移動業務に使用する船舶局相互間及び海岸局と船舶局との間における通信を行うとき	一四七 四五六	四五六	A三又はF三 二五・六、九、五	一四七 四五六	四五六	A三又はF三 二五・六、九、五		
海上移動業務に使用する船舶局相互間及び海岸局と船舶局との間における通信を行うとき	（漁業通信に使用するもの）							
海上移動業務に使用する船舶局相互間及び海岸局と船舶局との間における通信を行うとき	四〇〇（4）	四〇〇（4）		一、五四〇（4）（4）（5）（6）（6）	四〇〇 一、九四〇（4）（4）（5）（6）（6）	四〇〇 一、九四〇（4）（4）（5）（6）（6）		
海上移動業務に使用する船舶局相互間及び海岸局と船舶局との間における通信を行うとき			一、一四〇		四五六	一、一四〇		
海上移動業務に使用する船舶局相互間及び海岸局と船舶局との間における通信を行うとき	四〇〇 五五〇	四〇〇 五五〇		四五六 五五〇 五、五四〇 五、五四〇 五、五四

三　前項以外の海岸局の使用する電波の型式及び周波数

海岸局の種別＼区別	電波の型式及び周波数(kc)											
	呼出及び応答						その他					
	A一	A二	A三				A一	A二	A三			
港務用の海岸局	四三〇〇(1)	四三〇〇(1)					四三〇〇	四三〇〇				
海上保安庁所属の海岸局	四六〇〇 二〇〇〇 二一四〇 二一三四〇 二一三五〇 (漁業無線局(2)に使用するもの③)	四六〇〇 二〇〇〇 二一四〇 二一三四〇	一、九四〇 二一四〇				四六〇〇 二〇〇〇 二一四〇 二一三四〇 二一三五〇(2)	四六〇〇 二〇〇〇	一、九四〇 二一四〇			
日本国有鉄道所属の海岸局	四六〇〇	四六〇〇	A三又はF三 二五・六、九Mc				四六〇〇	四六〇〇	A三又はF三			
漁業用の海岸局	(その所属する通信系に従つて漁業用の船舶局と同一のもの)		A三又はF三 二五・六Mc						A三又はF三 二五・六、九Mc			
海水浴場又は海浜の地方公共団体の海岸局	(漁業の船舶局が漁業通信に使用するもの)								同同同 A三又はF三 二五・六、九、一四Mc			

注　(1)呼出及び応答業務に関する通信に限る。
(2)漁業の船舶局との間において、海上保安業務に関し急を要する通信を行うときに限る。

◉電波監理委員会告示第二百十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九二号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	一宮市柳町一六番地　北緯一三五度四八分										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	なかしまさえた　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九三号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	津島市大字津島字東小沼八〇番地　北緯一三五度四四分										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	ゐすもさた　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九四号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	半田市南大股三〇番地　北緯一三六度五六分										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	ちよたがし　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九五号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	半田市南大股三〇番地　北緯一三六度五五分										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	ちよたがし　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九七号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	愛知県南設楽郡新城町字西入船五番地　北緯一三七度三〇分										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	はちらく　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九八号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	愛知県豊橋市中八丁二四番地　北緯一三四度四六分										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	とよはししよ　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九七号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	送信所　豊橋市中八町二四番地　北緯一三八度四六分										
		通信所　豊川市国府町上坊八四五番地										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	ほい　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇〇号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										

◉電波監理委員会告示第二百十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九六号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	愛知県豊橋市中八丁二四番地　北緯一三七度二四分										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	とよはししよ　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九八号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	愛知県豊橋市中八丁二四番地　北緯一三四度四六分										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	とよはししよ　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇九七号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										
六	通信の事項	警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項										
七	承認の有効期限	昭和二十七年十一月三十日										
八	設置場所	送信所　豊橋市中八町二四番地　北緯一三八度四六分										
		通信所　豊川市国府町上坊八四五番地										
九	呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	ほい　F三　三三・七七Mc　水晶発振　位リアクタンス調管　五〇W										
十	空中線の型式及び構成	スリーブ										
十一	運用許容時間	常時										

◉電波監理委員会告示第二百十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　宮安　謙次

一	承認の年月日及び番号	昭和二十六年十二月十五日　第二〇〇号										
二	承認を受けた者	国家公安委員会										
三	無線局の種別	固定局										
四	無線局の目的	警察事務に使用するため、固定業務を行う。										
五	通信の相手方	国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局										

第7511号
昭27.1.24.

昭27.1.24.　第7511号

六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年一月三十日
八　設置場所　愛知県宝飯郡一宮村大字上長山字本宮　東経一三七度二五分　北緯三四度五四分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ほんぐうぎん　F三　三一・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第二百二十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十四日　電波監理委員会委員長　富安謙次
一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十五日　第二一〇一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会

◎大蔵省告示第百三十五号
閉鎖機関令第十一條及び第二十八條の規定に基く閉鎖機関の所有する株式の株金の拂込に関する命令（昭和二十三年法務庁令、外務省令、大蔵省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、建設省令第一号）第三條第一項の規定により、次の閉鎖機関が所有する株式及び出資に係る未拂込株金又は未拂込出資金の拂込期限を昭和二十七年一月三十日と指定する。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人

閉鎖機関名	株式又は出資名
戦時金融金庫	富士紡績株式会社株式（新株）
同右	帝国産金興業株式会社株式（新株）
満洲投資証券株式会社	日曹化学工業株式会社株式（新株）
日本毛麻絲布輸出組合	商工組合中央金庫に対する出資
日本毛絲元売統制組合	同右
全国加熱鋲螺釘工業統制組合	同右

◎大蔵省告示第百三十六号
企業再建整備法施行令（昭和二十一年勅令第五百一号）第二十四條第二項の規定により、次の閉鎖機関が所有する株式に係る未拂込株金の拂込期限を昭和二十七年一月三十日と指定する。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人

閉鎖機関名	株式名
戦時金融金庫	理研工業株式会社株式（新株）
同右	国産電機株式会社株式（新株）
同右	石曹精工株式会社株式（新株）
満洲投資証券株式会社	日本造船株式会社株式
東洋拓殖株式会社	南洋企業株式会社株式
日本証券取引所有価証券売買取引事業特別会計	民生産業株式会社株式（新株）
同右	株式会社池貝鉄工所株式（新株）
同右	国産電機株式会社株式（新株）
同右	立川飛行機株式会社株式（新株）

◎大蔵省告示第百三十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、宮崎相互銀行第八回福栄定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　宮崎相互銀行第八回福栄定期預金
二　契約期間　一年
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十六日から同年二月二十九日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一八
三等	一〇〇	二〇〇
四等	五〇	三、〇〇〇
計		六〇、〇〇〇

抽せん期日　昭和二十七年三月五日
割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十五日
割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十八日から同年三月二十七日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、〇〇〇
五等	三五	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八七〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月六日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第百四十号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、十八銀行第十三回薄定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　十八銀行第十三回薄定期預金
二　契約期間　六月
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。

◎大蔵省告示第百四十一号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大生相互銀行第九回たから定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　大生相互銀行第九回たから定期預金
二　契約期間　六月
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十八日から同年三月二十二日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附

三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十八日から同年三月二十七日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、〇〇〇
五等	三五	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、八七〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月六日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第百四十二号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大生相互銀行第九回たから定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　大生相互銀行第九回たから定期預金
二　契約期間　六月
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十八日から同年三月二十二日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、〇〇〇
五等	三五	一〇、〇〇〇
六等	二〇	九六、九六〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月六日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第百四十三号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、千葉県農協みのり定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　千葉県農協みのり定期貯金
二　契約期間　六月
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十六日から同年三月二十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五百個をもつて一組とし、各百組につき次のとおりとする。但し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	五
三等	一〇〇	三〇
四等	五〇	四、四四四
五等	二〇	五、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十五日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月二十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第百四十四号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、八幡信用組合割増金附白鷺定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　八幡信用組合割増金附白鷺定期貯金
二　契約期間　一年
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十八日から同年三月二十日まで。
四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、副賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
みのり賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五〇〇	九九
二等	一〇〇	六〇〇
三等	四〇	五、〇〇〇
四等	二〇	四四、三〇〇
計		五〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月五日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第百四十四号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、八幡信用組合割増金附白鷺定期貯金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　八幡信用組合割増金附白鷺定期貯金
二　契約期間　一年
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十八日から同年三月二十日まで。
四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、副賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一〇〇	二〇
三等	五〇	一〇〇
四等	二〇	一、〇〇〇
五等	一〇	一〇、〇〇〇
六等	五	八八、九六〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月六日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第百三十八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、扶桑相互銀行第二回扶桑割増定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　扶桑相互銀行第二回扶桑割増定期預金
二　契約期間　六月
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年一月二十六日から同年三月二十五日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	一〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	五〇	一、〇〇〇
五等	二〇	一〇、〇〇〇
六等	一〇	八八、九六〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月六日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十四日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第百三十九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十三回東邦宝定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十七年一月二十四日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　第十三回東邦宝定期預金
二　契約期間　六月
㈢預入金額　一口千円
㈣利息　付けない。

三　無線局の種別　陸地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の愛知県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　名古屋市中区南外堀町六の一番地　東経一三六度五四分　北緯三五度一一分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
あいちほんぷ　F三　三一・六七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇円	一
二等	五、〇〇〇円	二
三等	一、〇〇〇円	八
四等	五〇〇円	一六
五等	一〇〇円	五〇
六等	五〇円	一〇〇
七等	三五円	四、八二二
副賞	又は観劇招待券一、三〇〇円	三〇
計	〃 一枚	五、〇三〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月二十九日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月四日

七　時効証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**農林省告示第二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十七年一月二十四日

農林大臣　広川　弘禪

岐阜県揖斐郡小島村大字上野字馬白尾二一六二ノ一（但し、台帳一七町四反六畝四歩の内見込五町）、二一六二ノ二、二一六二ノ三、久瀬村大字三倉字高畑一ノ一、不破郡表佐村字一色八三七ノ二、郡上郡嵩田村大字山田字小浅栖一二三〇ノ二八、一二三〇ノ二九、一二三〇ノ三一、一二三〇ノ三二、一二三〇ノ三五、一二三〇ノ三七、一二三〇ノ三九、一二三〇ノ四一、一二三〇ノ四四、一二三〇ノ四六、一二三〇ノ四九、字夏焼平一二二五ノ二三、一二二五ノ二五、一二二五ノ二七、一二二五ノ二九、字初荒一八九三ノ六、一八九三ノ七、一八九三ノ八、字田之洞一九二五ノ六、武儀郡関町大字倉知字向山四九〇九ノ二（但し、台帳一町七反七畝の内見込四反）、四九〇九ノ四一（但し、台帳四町九反一畝二七歩の内見込二町四反）、板取村字川浦四六〇〇ノ二、大野郡大八賀村大字岩井字大栃原九一九ノ六、九二八ノ三、益田郡竹原村大字乗政字塩谷二八一六ノ一五、二八一六ノ一六、二八一六ノ一七、二八一六ノ一八、二八一六ノ一三五（但し、台帳三反二四歩の内見込二反八畝二四歩）、二九一四ノ四〇、字川上山二六四一ノ一から二六四一ノ五まで、本巣郡根尾村大字板所字黒山一二三ノ四、一二三ノ五、一三六ノ二、大字高尾字小島一一七ノ三六（但し、台帳五反の内見込二反）、養老郡養老村大字白石字千人墳一二四一ノ一、一二四一ノ二、一二四一ノ八、一二四一ノ四九、一二四一ノ四三、一二四一ノ四四、一一五四ノ一、一一五五ノ二、一一五五ノ三、一一五五ノ四、一一五五ノ五、一一五五ノ六、一一五五ノ七、一一三三九、一二四〇、一二四一ノ七、一二四一ノ四一〇町、一二四一ノ五〇、一二四一ノ五一、一二四一ノ五二、一二四一ノ五三、一二四一ノ五四、一二四一ノ五五、一二四二ノ一、一二四二ノ二、一二四二ノ三、大野郡荘川村大字六厩字魚腐七九六ノ三、字高岩ス七五五、大字中野字尚平八〇一ノ一、八〇一ノ三、八〇一ノ四、八〇一ノ五、字孫四郎山七九六ノ一から七九六ノ四七まで、大字黒谷字水上谷八四九、八五三、字上ウレミ尾河六九一、大字中畑字大日向一〇六二、大字赤谷字ちやうが尾一二三六（但し、台帳一一五町の内見込二〇町）、大字岩瀬字滝ヶ谷七三三ノ一、七三七ノ三、七三七ノ四、七三七ノ五、七三七ノ六、七三七ノ七、大字尾神郷字善四郎畑二三四、大字一色字牧ヶ洞五八五、大字三谷字不動島一一四九、大字野々俣字タヶ平八五二（但し、台帳七町の内見込三町）、白川村大字尾神神字上長二七四ノ一、二七四ノ三から二七四ノ七まで、大字大牧字開谷八四九ノ一、八四九ノ二、大字荻町字岩高三五四三ノ一から三五四三ノ四七まで、三五六二ノ一、三五六二ノ二から三五六二ノ三三まで、三五六二ノ八七から三五六二ノ九九まで、可兒郡伏見町大字比衣字陣ヶ峯一二三五、兼山町大字兼山字西山一四七九ノ三（但し、台帳二町五反の内台帳三反二畝二歩）、字山田洞一四四四、恵那郡中津町大字駒場字大平一六〇六ノ七、一六〇六ノ一四、字大岩二六四二ノ二、一六四二ノ五、一六六四二ノ六、一六四七ノ一、字西山一六六六ノ二七三二、大字中津川字杉ヶ沢三六九〇ノ一六、落合村字釜沢一三二五ノ一四から一三二五ノ一八まで、一三二七ノ五、一三二七ノ六、一三二五ノ三、一三二五ノ四、一三二五ノ五、一三二五ノ六、一三二五ノ九、一三二五ノ一〇、一三二五ノ一二、字柿四五三三、字横挽一三五六ノ二三、一三五六ノ二四、一三五六ノ一八〇、一三五六ノ二九、字井巾一二九八ノ二五、一二九八ノ二六、一二九八ノ一一六から一二九八ノ一一八まで、坂下町大字上野字下小野沢二五ノ七、六〇一七、川上村字上平一八二四ノ一、一七四七ノ二、加子母村字東粂原四七一四ノ九三、四七一四ノ一五四、四七一四ノ二二四、四七一四ノ一六七、字北粂原三九八八ノ八二、三九八八ノ八七、三九八八ノ一〇三、三九八八ノ一七一、三九八八ノ二二八、三九八八ノ二五五、三九八八ノ二七七、三九八八ノ二九七、三九八八ノ四六、苗木町大字苗木字後山六一〇ノ六三、蛭川村字東山四六〇〇ノ二〇から四六〇〇ノ二五まで、四六〇〇ノ一〇五、四六〇〇ノ一〇六、四六〇〇ノ一〇七、四六〇〇ノ一〇八、四六〇〇ノ一〇九から四六〇〇ノ一一五まで、四六〇〇ノ一一六から四六〇〇ノ一一八から四六〇〇ノ一一九から四六〇〇ノ一二五から四六〇〇ノ一二六から四六〇〇ノ一二七から四六〇〇ノ一二八から四六〇〇ノ一二九から四六〇〇ノ一三〇から四六〇〇ノ一三一から四六〇〇ノ一三二から四六〇〇ノ一三五から四六〇〇ノ一三六から四六〇〇ノ一三七から四六〇〇ノ一三八から四六〇〇ノ一三九から四六〇〇ノ一四〇から四六〇〇ノ一四一から四六〇〇ノ一四二から四六〇〇ノ一四三から四六〇〇ノ一四四から四六〇〇ノ一四五から四六〇〇ノ一四六から四六〇〇ノ一四七から四六〇〇ノ一四八から四六〇〇ノ一四九から四六〇〇ノ一五〇から四六〇〇ノ一五一から四六〇〇ノ一五二から四六〇〇ノ一五三から四六〇〇ノ一五四から四六〇〇ノ一五五から四六〇〇ノ一五六から四六〇〇ノ一五七から四六〇〇ノ一五八から四六〇〇ノ一五九から四六〇〇ノ一六〇から四六〇〇ノ一六一から四六〇〇ノ一六二から四六〇〇ノ一六三から四六〇〇ノ一六四から四六〇〇ノ一六五から四六〇〇ノ一六六から四六〇〇ノ一六七から四六〇〇ノ一六八、四六〇〇ノ二〇、四六〇〇ノ二一（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五の七一まで、五七三三五ノ一〇二、五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二一（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二二（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二三（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二四（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二五（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二六（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二七（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二八（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二九（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二一（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二二（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二三（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二四（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二五（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五ノ一〇五、五七三三五ノ一〇六から五七三三五ノ一〇七、五七三三五ノ一〇八、五七三三五ノ一一〇から五七三三五ノ一一二、五七三三五ノ一一三、五七三三五ノ一一五まで、五七三三五ノ一一六から五七三三五ノ一一七、五七三三五ノ一一八から五七三三五ノ一二〇から五七三三五ノ一二一から五七三三五ノ一二二まで、五七三三五ノ一二三から五七三三五ノ一二四から五七三三五ノ一二五、五七三三五ノ一二六、五七三三五ノ一二七、五七三三五ノ一二八から五七三三五ノ一二九から五七三三五ノ一三〇から五七三三五ノ一三一から五七三三五ノ一三二から五七三三五ノ一三三から五七三三五ノ一三四から五七三三五ノ一三五から五七三三五ノ一三六から五七三三五ノ一三七から五七三三五ノ一三八から五七三三五ノ一三九から五七三三五ノ一四〇から五七三三五ノ一四一から五七三三五ノ一四二から五七三三五ノ一四三から五七三三五ノ一四四から五七三三五ノ一四五から五七三三五ノ一四六から五七三三五ノ一四七から五七三三五ノ一四八から五七三三五ノ一四九から五七三三五ノ一五〇から五七三三五ノ一五一から五七三三五ノ一五二から五七三三五ノ一五三から五七三三五ノ一五四から五七三三五ノ一五五から五七三三五ノ一五六から五七三三五ノ一五七から五七三三五ノ一五八から五七三三五ノ一五九から五七三三五ノ一六〇から五七三三五ノ一六一から五七三三五ノ一六二から五七三三五ノ一六三から五七三三五ノ一六四から五七三三五ノ一六五から五七三三五ノ一六六から五七三三五ノ一六七から五七三三五ノ一六八、四六〇〇ノ二六（但し、台帳二町五反二畝一六歩の内見込二町）、字若山五七三三五ノ四九から五七三三五ノ五七まで、五七三三五ノ六三から五七三三五ノ一〇三、五七三三五ノ一〇四、五七三三五

仮登録番号	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
仮生第二六号	丸桑粒状固形肥料	アンモニア 六・〇	東京都中央区日本橋室町二丁目一番地 日本肥糧株式会社 取締役社長 森山静	昭和二七年十二月二十六日記
仮生第二七号	丸桑粒状固形肥料	可溶性燐酸 一〇・〇		
		可溶性燐酸 四・〇		
		水溶性加里 二・〇		

◎農林省告示第三十一号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十條の二の規定に基き、買收又は使用予定地域を次のように指定した。

昭和二十七年一月二十四日

農林大臣　広川　弘禪

東京都

当該地域の名称　所在及び区域　指定年月日　指定期間　摘要

松の窪　所在　大島、差木地村字ホソー、タキガワ、マツノクボ、マルヤマ、コヤギ、ヒラダメ、ウマヨセバ、タケノ、チヘーデ、ナホウ、上フギ、下フギ、ハギ山、字フギ、カコヤ、カナサ岳平　区域　(△二三一・四)　西側山麓縦断路線を境とし、これから西一・三キロメートル村界までを真西両側の区界とし、南は標高おおむね六〇〇メートル、北はおおむね二〇〇メートルの区域、及び標高六〇〇メートル線の以南で、西は野増村との村界を区界とし、東はその区界と標高六〇メートル線との交点から東に同線上約五〇〇メートルの地点から真南に下り海岸線防風林と交わる点までを区界とし、南は海岸線防風林を含む地域とする。　昭和二七、一、一〇　一箇年　面積約九〇町歩　区域の表示は、旧軍用図(測図五万分ノ一)を基とした。

◎過商産業省告示第十二号

自転車競走場、選手及び自転車登録規程(昭和二十三年九月商工省告示第百五号)の一部を次のように改正し、昭和二十七年二月一日から施行する。

昭和二十七年一月二十四日

通商産業大臣　高橋龍太郎

第十七條第二号を次のように改める。

二　競走車

イ　単式(一人乗)二十七インチのタイヤを装備したもの

ロ　複式(二人乗以上)二十七インチ又は二十六インチのタイヤを装備したもの

◎郵政省告示第十八号

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第三十三條の規定に基き、昭和二十七年一月三十一日から文化貢献者の肖像を画題とする次の様式の十円郵便切手を発行する。

昭和二十七年一月二十四日

郵政大臣　佐藤　栄作

様式

意匠　西周
副色　暗いオリーブ色
印面寸法(縦　二七ミリ　横　二四ミリ)

正誤

昭和二十六年十一月十五日官報号外(第九十三号)公布大蔵省令第九十四号(特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支拂事務規程)中二頁三段一七行「資金会計官」は「資金出納命令官」の、三頁一段五行「受入事務規程」は「受入事務規程」の、同二段終りから四行「第六條第二号」は「第六條第三号」の、四頁一段一一〇行「以外同じ」は「以下同じ」の、同号外公布大蔵省令第九十五号(特別調達資金出納官吏事務規程)中八頁一段五行「振出す小切手」は「振り出す小切手」の、同終りから九行「その取扱いに」は「その取扱に」の、同二段二二行「第三十一條の五」は「第三十一條ノ五」の、同三段七八行「前條第一号」の、同一三行「納付書及同細則」は「納付書及び同細則」の、九頁二段終りから一〇行「表面金額」は「券面金額」の、同六行「領收書」は「領收証書」の、同三段三行「第十條第二項」は「第二十條」の、同八行「振り込を請求する」は「振込を請求する」の、同終りから六行「資金出納官」は「資金出納官吏」の、同四段終りから九行「所得税額に、」は「所得税額に」の、一〇頁一段一八行「資金現金出納簿に締切をし、」の、同終りから七行「並に」は「並びに」の、同二段五行「印をおし」は「印を押し」の、同一五行「死亡し」は「死亡」の、同三段一二行「資金出納官吏は」は「資金出納官吏は、」の、同一三行「領收証書を、」は「領收証書を」の、同終りから四行「(送金、又は」は「(送金又は」の、同四段一〇行「有効期間内」は「有効期間内」の、一二行「場合に、」は「場合に」の、一二頁第五号書式中「上記の金額を端り喰らはされい。」は「上記の金額を端り喰らはされい。」の、同昭和年月日の下の「(端喰志)」は「(端喰司)」の、一四頁上段第十四号、第十五号、第十六号及び第十七号書式記載欄中「世喰又は(司喰)」は「世喰(又は司喰)」の、同第十四号書式記載欄中「[illegible]」の、同下段第十九号及び第二十号書式記載欄中「端田喰小司平光[illegible]」は「端田喰小司平光[illegible]」の、同第二十号書式中「前任[illegible]金出納官吏」は「前任特別調達資金出納官吏」の、同後任[illegible]金出納官吏」は「後任特別調達資金出納官吏」の、同号外公布大蔵省令第九十六号(特別調達資金使用計画等取扱規則)中一六頁第一号書式備考(2)の(イ)中「[illegible]田[illegible]区分」は「[illegible]田」の、同「[illegible]」は「[illegible]」のいずれも誤り。

大蔵省官報報告主任

昭和二十六年十一月十二日農林省告示第三百九十四号中一七八頁二段二三行から一五行「宇摩郡三島町字沖田井二九二(但し、台帳一反四畝二五歩の内実測五畝一〇歩)」は「宇摩郡川滝村大字下山字成尾裏西四九九ノ三」の誤り。

農林省官報報告主任

昭和二十七年一月十九日農林省告示第二十四号中二六頁二段四行「宮戸岬町」は「室戸岬町」の誤植

国会事項

○衆議院

◎拜謁　一月二十二日林議長、岩本副議長は、便殿において、天皇陛下に拜謁した。

◎議案提出　一月二十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する文部省関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する厚生省関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する農林関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する通商産業省関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する運輸省関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する建設省関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する賠償庁関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する外務省関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する厚生省関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する水産

昭27.1.24. 第7511号

同　島村　正矣
高知労働基準局労災補償課勤務を命ずる
同　石渡　貴夫
労働事務官　会田　錬一
労働事務官　会田　錬一
九級一号俸を給する
大森公共職業安定所勤務を命ずる（以上一月一日）
同　長岡　栄助
岩手労働基準局庶務課勤務を命ずる
労働基準監督官　古宮　正栄
岩手労働基準局庶務課長事務代理を命ずる
労働事務官　菊池　一
大河原公共職業安定所長に補する
地方事務官　吉城　経見
宮城県労働部職業安定課勤務を命ずる
同　熊谷　次郎
宮城県労働部失業保険徴収課勤務を命ずる
労働事務官　会田　錬一
川崎公共職業安定所勤務を命ずる
同　中川　時次
十級二号俸を給する
職業安定局庶務課勤務を命ずる
中央職業安定監察官を命ずる
同　小野　延
十級八号俸を給する
職業安定局職業補導課勤務を命ずる
地方事務官　小野　泉
十級一号俸を給する
群馬県労働部職業安定課長に補する
同　牧村　進
山梨県労働部職業安定課長に補する
同　大川　嘉雄
十級一号俸を給する
神奈川県労働部職業安定課勤務を命ずる
同　津曲　正
九級三号俸を給する
神奈川県労働部職業安定課勤務を命ずる
失業保険審査官を免ずる（以上一月十六日）

○会計検査院

会計検査院事務官　小峰　保栄
検査第三局長に補する　山名酒喜男
同　上村　照昌
検査第四局長に補する
同　秋山　昌平
事務総長官房総務課長を命ずる
同　保川　遜
検査第一局監理課長を命ずる
同　志村　博
検査第一局大蔵検査課長を命ずる
同　中川　薫
検査第一局国有財産検査課長を命ずる
同　筱田　正大
検査第一局租税検査第二課長を命ずる
同　小田　進
検査第一局租税検査第三課長を命ずる
同　宮崎佐一郎
検査第一局監理課長を命ずる
同　宮沢四可人
検査第一局司法検査課長を命ずる
同　橋本　三郎
検査第二局警察検査課長を命ずる
同　平松　誠一
検査第二局終戦処理検査課長を命ずる
同　鈴木　将敬
検査第二局外務通商産業検査課長を命ずる
同　金沢　薫
検査第三局監理課長を命ずる
同　吉田　信義
検査第三局農林検査第一課長を命ずる
同　小沢　定司
検査第三局農林検査第二課長を命ずる
同　中島　尚文
検査第三局建設検査第一課長を命ずる
同　小原　剛
検査第三局建設検査第二課長を命ずる
同　佐藤　三郎
検査第四局監理課長を命ずる
同　新木　正義
検査第四局大蔵事業検査課長を命ずる
同　藤井進一郎
検査第四局郵政検査課長を命ずる
同　石渡　貴夫
検査第四局電気通信検査課長を命ずる
同　白木　康進
検査第四局鉄道検査第一課長を命ずる
同　保岡　豊
会計検査院技官兼会計検査院事務官
検査第四局鉄道検査第二課長を命ずる
会計検査院事務官　小林　雄全
検査第四局出資検査課長を命ずる（以上一月十六日）

皇室事項

◎行幸　天皇陛下は、一月二十二日午前十時四十一分御出門、国会議事堂で挙行された第十三回国会開会式へ行幸、同十一時二十二分還幸になった。

官庁事項

○郵政省

◎郵便振替貯金加入者除名　次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六条第一項の規定によって、昭和二十七年一月十日限り、加入承認を取り消された。
口座番号　東京二九〇六三番
加入者住所　東京都足立区五反野南町一〇五二
氏名　田中八重子

○労働省

◎日本専売公社における巡視問題紛争に関する調停について公表　全専売労働組合から左の事項について調停の申請があったので本委員会は一応受理を保留し爾来本件調停の可否について検討中であったが、本年一月十七日の委員会において審議の結果公共企業体労働関係法第二十四條第二号の規定に基いてこの調停を行うこととしたから公共企業体労働関係法施行令第七條の規定によって右の旨を公表する。
一、関係当事者
組合側　全専売労働組合
使用者側　日本専売公社
二、調停申請事項　日本専売公社における巡視問題紛争に関する調停について
三、申請のあった日　昭和二十六年十月三日
昭和二十七年一月十七日
専売公社中央調停委員会
委員長　小林　直人

○最高裁判所

◎外国弁護士資格者承認の公示　最高裁判所は、昭和二十七年一月十九日付をもって、ムーレイ・スプランゲに対し、弁護士法第七條第二項の規定により米英国人または米英国法に関して弁護士法第三條に規定する事務を行うことができることを承認し、登録番号第四十二号をもって承認名簿に登載した。
昭和二十七年一月二十四日
最高裁判所

公共企業体事項

○日本国有鉄道

○日本国有鉄道公示第13号
運輸審議会規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第109号）の一部を次のように改正する。
昭和27年1月24日
日本国有鉄道総裁　長崎惣之助
（内容省略。但し、昭和27年1月24日官報掲載参照）

法務府公告

○押收物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
岐阜地方検察庁
○昭和二十六年押第一二七一号（氏名不明）銃砲刀剣類等所持禁止令違反被疑事件
一、抜身日本刀（無銘刃渡六七糎）
一、抜身日本刀（無銘刃渡五二、五糎）
二、同（同三八糎）　一振
○同押第一二七二号（同）
一、抜身日本刀（無銘刃渡五二、五糎）
二、同（同三八糎）　一振
○同押第二八九号（正木ハル同）
○同押第二九六号（谷口トヨ子物価統制令違反事件）
一、同　五百六十三円
○昭和二十四年押第五四二号（梅田みよ食糧管理法違反事件）
一、同　百十三円
○同押第五三三号（肥川素紀子臨時物資需給調整法違反事件）
一、同　四百五十五円
○同押第五四五号（富松タカ子物価統制令違反事件）
一、同　二百三円
○同押第五〇号（渡辺寿市詐欺事件）
一、借用証　一枚
二、手紙　一枚
○昭和二十五年押第七二号（畿警道外一名賭場法違反事件）
一、庖丁
二、豚毛　少量
○同押第一六八号（氏名不詳物価統制令違反事件）
一、現金　百二十三円
二、ズック製手提袋　一個
三、リュックサック　一個
四、白木綿袋　一個
五、人絹製小袋　一個
六、現金　七十円
七、同　三十円
○同領第一六二号（同）
一、風呂敷
二、布袋　三
三、提籠　一
○同領第一六三号（同）
一、風呂敷　一
二、布袋　一
三、提籠　一
○同領第一六四号（同）
一、風呂敷　一
二、布袋　二
○同保第八〇号（同）
一、換価金　千五百五円
○同保第八一号（同）
一、同　千五百三十三円
○同保第八二号（同）
一、同　千五百四十三円
○同保第八三号（同）
一、同　千二百五十四円
○同保第八四号（同）
一、同　千四百五十三円
○同保第八五号（同）
一、同　千六百九円
○同保第八六号（同）
一、同　千八百五十五円
○同領第一六七号（同）
一、布製袋　一
○同領第一六六号（西村秀雄に対する窃盗被疑事件）
一、自転車（中古品）　一台
○昭和二十五年保第一八一号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　四百六円
○同保第一四六号（同）
一、同　五百六十一円
○同保第一四七号（同）
一、同　二百四十六円
○同領第一六八号（同）
一、布製袋　二ケ
二、洗面袋　一ケ
○昭和二十六年領第六三号（同）
一、布製手提　一ケ
二、布袋　一ケ
○昭和二十三年領第一九二号（和田亮美窃盗被疑事件）
一、九九型腕時計　一個
○昭和二十五年領第一一三号（田田清次郎同）
一、水枕　一ケ
二、同　一ケ
三、中古自転車　一台
○同領第一六九号（村上年行同）
一、風呂敷　二
二、布袋　二
○同領第一六〇号（同）
一、風呂敷　一
二、布袋　二
三、提籠　一
○同領第一六一号（同）
一、風呂敷　二
二、布袋　二
三、布リュック　一
○同領第一六二号（同）
一、風呂敷
二、布袋　三
三、提籠　一
○同領第一六三号（同）
一、換価金　四百十六円
○同領第一六四号（同）
一、換価金　二百七円四十銭
○同押第一六五号（金南卜同）
一、水枕　一個
二、換価金　二百十六円四十銭
○同押第一六六号（斎藤つや子同）
一、換価金　一百三十六円二十銭
二、水枕　一個
○同保第六〇六号（岩本朴スイ酒税法違反事件）
一、換価金　二百七円四十銭
○同押第三一六号（長岡淮外一名同）
○昭和二十四年押第一五八号（広田すみえ物価統制令違反事件）
一、換価金　二百十四円五十銭
二、水枕　二個
○同押第一六二号（斎藤つや子同）
一、換価金　一百三十六円二十銭
二、水枕　一個
○同保第六〇六号（岩本朴スイ酒税法違反事件）
一、換価金　二百七円四十銭
○同押第三一二号（釘宮俊光詐欺事件）
一、革製トランク　一個
○同押第一七九号（藤山英明窃盗事件）
一、腕時計　一個
○昭和二十五年押第三一九号（善明信同）
一、女物袷　一枚
二、黒ワンピース　一枚
三、ガラス女上服　一枚
○昭和二十四年押第二三三号（浜永志男眺物保管事件）
一、白布　一枚
二、風呂敷　一枚
三、シミーズ　一枚
四、腰巻　一枚
五、カッタシャツ　一枚
○昭和二十三年押第一六三号（坂井深外一名窃盗事件）
一、煙草入　一個
二、革鞄　一個
三、センス　一個
四、洗面袋　一個
五、札入　一個
○同押第一六〇号（韓正義窃盗事件）
一、黒リュックサック　二個
二、布袋　一個
三、唐米袋　一個
四、風呂敷　一枚
五、白木綿袋　一個
○昭和二十四年押第四七号（宋川伊食糧管理法違反事件）
一、換価金　百七十二円十三銭
○同押第一六一号（佐伯区検察庁窃盗事件）
一、二十六吋中古自転車　一台
○同押第一六九号（谷口豊子食糧管理法違反事件）
一、現金　四百八円
○同押第一六九号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、尺八　一本
○同領第九九号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、短靴　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
取手区検察庁
○昭和二十六年押第一五〇一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百八十円
○同領第一七二号（古賀芳寿傷害被疑事件）
一、バンド　一本
五、中文　一枚
○同領第一七三号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、靴下　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
表津区検察庁
○昭和二十六年押第一五〇七号（同）
一、換価金　千五百六十六円
二、風呂敷　一枚
○同押第一五〇七号（同）
一、布袋　二枚
三、換価金　千五百六十六円
四、鮮鰺換価金　一万千二百円
五、海軍冬軍服　一着
六、海軍夏軍袴　一枚
七、海軍冬軍袴　一枚
八、毛糸シャツ　二着
九、海軍夏襦袢　二着
○、海軍冬襦袢　三枚
一、巻脚袢　一足
二、換価金　三百十四円五十銭
○同押第一六三号（斎藤つや子同）
一、軍手袋　六足
二、軍手袋　三足
三、軍作業冬手袋　一足
四、猿又　一枚
五、ハンカチーフ　一枚
六、国旗　一枚
七、風呂敷　一枚
八、食器　四個
九、柳行李　三個
○、合服　一個
一、柳行李　一個
二、丹前　一枚
三、冬オーバー　一枚
四、黒セルル背広上衣　一枚
五、白セルル下ズボン　一枚
六、夏ズボン　一枚
七、綿夏洋服上着　一枚
八、毛糸首巻　一枚
九、袴地反物　一反
○、カーテン　二枚
○同押第二九七号（小国喜美代同）
一、換価金　七六円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚
○同領第一六二号（同）
一、ナイフ　一個
二、風呂敷　一枚
三、布切れ　一枚
○同領第三二七号（古家光平賍物牙保事件）
○同押第三一六号（長岡淮外一名同）
○昭和二十四年押第一五八号（広田すみえ物価統制令違反事件）
一、換価金　二百十四円五十銭
二、水枕　二個
○同押第一六二号（斎藤つや子同）
一、換価金　一百三十六円二十銭
二、水枕　一個
○同押第一六六号（岩本朴スイ酒税法違反事件）
一、換価金　二百七円四十銭
○同押第三一二号（釘宮俊光詐欺事件）
一、革製トランク　一個
○同押第一七九号（藤山英明窃盗事件）
一、腕時計　一個
○昭和二十五年押第三一九号（善明信同）
一、女物袷　一枚
二、黒ワンピース　一枚
三、ガラス女上服　一枚
○昭和二十四年押第二三三号（浜永志男眺物保管事件）
一、白布　一枚
二、風呂敷　一枚
三、シミーズ　一枚
四、腰巻　一枚
五、カッタシャツ　一枚
○昭和二十三年押第一六三号（坂井深外一名窃盗事件）
一、煙草入　一個
二、革鞄　一個
三、センス　一個
四、洗面袋　一個
五、札入　一個
○同押第一六〇号（韓正義窃盗事件）
一、黒リュックサック　二個
二、布袋　一個
三、唐米袋　一個
四、風呂敷　一枚
五、白木綿袋　一個
○昭和二十四年押第四七号（宋川伊食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　百七十二円十三銭
○同押第一六一号（佐伯区検察庁窃盗事件）
一、二十六吋中古自転車　一台
○同押第一六九号（谷口豊子食糧管理法違反事件）
一、現金　四百八円
○同押第一六九号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、尺八　一本
○同領第九九号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、短靴　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
取手区検察庁
○昭和二十六年押第一五〇一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百八十円
○同領第一七二号（古賀芳寿傷害被疑事件）
一、バンド　一本
五、中文　一枚
○同領第一七三号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、靴下　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
表津区検察庁
○昭和二十六年押第一五〇七号（同）
一、換価金　千五百六十六円
二、風呂敷　一枚
○同押第一五〇七号（同）
一、布袋　二枚
三、換価金　千五百六十六円
四、鮮鰺換価金　一万千二百円
五、海軍冬軍服　一着
六、海軍夏軍袴　一枚
七、海軍冬軍袴　一枚
八、毛糸シャツ　二着
九、海軍夏襦袢　二着
○、海軍冬襦袢　三枚
一、巻脚袢　一足
二、換価金　三百十四円五十銭
○同押第一六三号（斎藤つや子同）
一、軍手袋　六足
二、軍手袋　三足
三、軍作業冬手袋　一足
四、猿又　一枚
五、ハンカチーフ　一枚
六、国旗　一枚
七、風呂敷　一枚
八、食器　四個
九、柳行李　三個
○、合服　一個
一、柳行李　一個
二、丹前　一枚
三、冬オーバー　一枚
四、黒セルル背広上衣　一枚
五、白セルル下ズボン　一枚
六、夏ズボン　一枚
七、綿夏洋服上着　一枚
八、毛糸首巻　一枚
九、袴地反物　一反
○、カーテン　二枚
○同押第二九七号（小国喜美代同）
一、換価金　七六円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚
○同領第一六二号（同）
一、ナイフ　一個
二、風呂敷　一枚
三、布切れ　一枚
○同領第三二七号（古家光平賍物牙保事件）
○同押第三一六号（長岡淮外一名同）
○昭和二十四年押第一五八号（広田すみえ物価統制令違反事件）
一、換価金　二百十四円五十銭
二、水枕　二個
○同押第一六二号（斎藤つや子同）
一、換価金　一百三十六円二十銭
二、水枕　一個
○同保第六〇六号（岩本朴スイ酒税法違反事件）
一、換価金　二百七円四十銭
○同押第三一二号（釘宮俊光詐欺事件）
一、革製トランク　一個
○同押第一七九号（藤山英明窃盗事件）
一、腕時計　一個
○昭和二十五年押第三一九号（善明信同）
一、女物袷　一枚
二、黒ワンピース　一枚
三、ガラス女上服　一枚
○昭和二十四年押第二三三号（浜永志男眺物保管事件）
一、白布　一枚
二、風呂敷　一枚
三、シミーズ　一枚
四、腰巻　一枚
五、カッタシャツ　一枚
○昭和二十三年押第一六三号（坂井深外一名窃盗事件）
一、煙草入　一個
二、革鞄　一個
三、センス　一個
四、洗面袋　一個
五、札入　一個
○同押第一六〇号（韓正義窃盗事件）
一、黒リュックサック　二個
二、布袋　一個
三、唐米袋　一個
四、風呂敷　一枚
五、白木綿袋　一個
○昭和二十四年押第四七号（宋川伊食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　百七十二円十三銭
○同押第一六一号（佐伯区検察庁窃盗事件）
一、二十六吋中古自転車　一台
○同押第一六九号（谷口豊子食糧管理法違反事件）
一、現金　四百八円
○同押第一六九号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、尺八　一本
○同領第九九号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、短靴　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
取手区検察庁
○昭和二十六年押第一五〇一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百八十円
○同領第一七二号（古賀芳寿傷害被疑事件）
一、バンド　一本
五、中文　一枚
○同領第一七三号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、靴下　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
表津区検察庁
○昭和二十六年押第一五〇七号（同）
一、換価金　千五百六十六円
二、風呂敷　一枚
○同押第一五〇七号（同）
一、布袋　二枚
三、換価金　千五百六十六円
四、鮮鰺換価金　一万千二百円
五、海軍冬軍服　一着
六、海軍夏軍袴　一枚
七、海軍冬軍袴　一枚
八、毛糸シャツ　二着
九、海軍夏襦袢　二着
○、海軍冬襦袢　三枚
一、巻脚袢　一足
二、換価金　三百十四円五十銭
○同押第一六三号（斎藤つや子同）
一、軍手袋　六足
二、軍手袋　三足
三、軍作業冬手袋　一足
四、猿又　一枚
五、ハンカチーフ　一枚
六、国旗　一枚
七、風呂敷　一枚
八、食器　四個
九、柳行李　三個
○、合服　一個
一、柳行李　一個
二、丹前　一枚
三、冬オーバー　一枚
四、黒セルル背広上衣　一枚
五、白セルル下ズボン　一枚
六、夏ズボン　一枚
七、綿夏洋服上着　一枚
八、毛糸首巻　一枚
九、袴地反物　一反
○、カーテン　二枚
○同押第二九七号（小国喜美代同）
一、換価金　七六円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚

○同領第一六二号（同）
一、ナイフ　一個
二、風呂敷　一枚
三、布切れ　一枚
○同領第三二七号（古家光平賍物牙保事件）
○昭和二十五年領第一七五号（李夕仙同）
一、自転車　一台
○同領第一七六号（小国喜美代同）
一、換価金　六十円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚
○同領第一六二号（同）
一、ナイフ　一個
二、風呂敷　一枚
三、布切れ　一枚
○同領第三二七号（古家光平賍物牙保事件）
○同押第三一六号（長岡淮外一名同）
○昭和二十四年押第一五八号（広田すみえ物価統制令違反事件）
一、換価金　二百十四円五十銭
二、水枕　二個
○同押第一六二号（斎藤つや子同）
一、換価金　一百三十六円二十銭
二、水枕　一個
○同保第六〇六号（岩本朴スイ酒税法違反事件）
一、換価金　二百七円四十銭
○同押第三一二号（釘宮俊光詐欺事件）
一、革製トランク　一個
○同押第一七九号（藤山英明窃盗事件）
一、腕時計　一個
○昭和二十五年押第三一九号（善明信同）
一、女物袷　一枚
二、黒ワンピース　一枚
三、ガラス女上服　一枚
○昭和二十四年押第二三三号（浜永志男眺物保管事件）
一、白布　一枚
二、風呂敷　一枚
三、シミーズ　一枚
四、腰巻　一枚
五、カッタシャツ　一枚
○昭和二十三年押第一六三号（坂井深外一名窃盗事件）
一、煙草入　一個
二、革鞄　一個
三、センス　一個
四、洗面袋　一個
五、札入　一個
○同押第一六〇号（韓正義窃盗事件）
一、黒リュックサック　二個
二、布袋　一個
三、唐米袋　一個
四、風呂敷　一枚
五、白木綿袋　一個
○昭和二十四年押第四七号（宋川伊食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　百七十二円十三銭
○同押第一六一号（佐伯区検察庁窃盗事件）
一、二十六吋中古自転車　一台
○同押第一六九号（谷口豊子食糧管理法違反事件）
一、現金　四百八円
○同押第一六九号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、尺八　一本
○同領第九九号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、短靴　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
取手区検察庁
○昭和二十六年押第一五〇一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百八十円
○同領第一七二号（古賀芳寿傷害被疑事件）
一、バンド　一本
五、中文　一枚
○同領第一七三号（柳栄徳外一名窃盗被疑事件）
一、靴下　一足
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
表津区検察庁
○昭和二十六年押第一五〇七号（同）
一、換価金　千五百六十六円
二、風呂敷　一枚
○同押第一五〇七号（同）
一、布袋　二枚
三、換価金　千五百六十六円
四、鮮鰺換価金　一万千二百円
五、海軍冬軍服　一着
六、海軍夏軍袴　一枚
七、海軍冬軍袴　一枚
八、毛糸シャツ　二着
九、海軍夏襦袢　二着
○、海軍冬襦袢　三枚
一、巻脚袢　一足
二、換価金　三百十四円五十銭
○同押第一六三号（斎藤つや子同）
一、軍手袋　六足
二、軍手袋　三足
三、軍作業冬手袋　一足
四、猿又　一枚
五、ハンカチーフ　一枚
六、国旗　一枚
七、風呂敷　一枚
八、食器　四個
九、柳行李　三個
○、合服　一個
一、柳行李　一個
二、丹前　一枚
三、冬オーバー　一枚
四、黒セルル背広上衣　一枚
五、白セルル下ズボン　一枚
六、夏ズボン　一枚
七、綿夏洋服上着　一枚
八、毛糸首巻　一枚
九、袴地反物　一反
○、カーテン　二枚
○同押第二九七号（小国喜美代同）
一、換価金　七六円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚
○同領第一六二号（同）
一、ナイフ　一個
二、風呂敷　一枚
三、布切れ　一枚
○同領第三二七号（古家光平賍物牙保事件）
○昭和二十五年領第一七五号（李夕仙同）
一、自転車　一台
○同領第一七六号（小国喜美代同）
一、換価金　六十円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚
○同領第一六二号（同）
一、ナイフ　一個
二、風呂敷　一枚
三、布切れ　一枚
○同領第三二七号（古家光平賍物牙保事件）
○昭和二十五年領第一七五号（李夕仙同）
一、自転車　一台
○同領第一七六号（小国喜美代同）
一、換価金　六十円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚
○同領第一六二号（同）
一、ナイフ　一個
二、風呂敷　一枚
三、布切れ　一枚
○同領第三二七号（古家光平賍物牙保事件）
○昭和二十五年領第一七五号（李夕仙同）
一、自転車　一台
○同領第一七六号（小国喜美代同）
一、換価金　六十円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚
○同領第一六二号（同）
一、ナイフ　一個
二、風呂敷　一枚
三、布切れ　一枚
○同領第三二七号（古家光平賍物牙保事件）
○昭和二十五年領第一七五号（李夕仙同）
一、自転車　一台
○同領第一七六号（小国喜美代同）
一、換価金　六十円
二、五升入壺　一個
三、水枕　一個
○同領第一七七号（下山オサエ同）
一、升びん　二個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
滝川区検察庁
○昭和二十四年押第六五号（吉岡敏英賭博事件）
一、立会料金　六〇円
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大分地方検察庁
○昭和二十三年押第二四二号（内田茂外一名窃盗事件）
一、国防色作業衣　一枚
二、布製チャック付鞄　一個
三、風呂敷　二枚

○郵便

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
岐阜区検察庁
○昭和二十六年押第九九号（成瀬一食窃盗被疑事件）
一、水色木綿風呂敷　一枚
二、花模様入水色風呂敷　一枚
三、白色木綿風呂敷　一枚
四、紙袋（破損品）　二枚
五、白色木綿布袋　一枚
○昭和二十四年押第三〇号（領木花江政令第一六五号違反被疑事件）
一、立会料金　現金三百円
但百円札　三枚
三、立会封金　現金七百円
但百円札　七枚
熊本地方検察庁八代支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
八代区検察庁
○昭和二十五年領第三四五号（坂本留次郎眺物運搬事件）
一、空叺　十七枚
二、縄切れ　一巻
三、現金　一千五百三十一円
○昭和二十六年領第一五〇号（酒井勝義窃盗事件）
一、男物雨靴　一足
○同領第三〇一号（遠山裕子同）
一、女物クローム腕時計　一個
○同領第四〇四号（井上正夫詐欺事件）
一、領収書　一枚
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
八代区検察庁
○昭和二十三年保第七二四号（浦口信子食糧管理法違反事件）
一、換価金　一百十五円八十銭
○昭和二十四年保第三五六号（松永モモエ同）
一、同　六百八十三円十二銭
○昭和二十六年保第九七号（李定俊酒税法違反事件）
一、同　六十円
○同第一一〇号（山下美代子同）
一、同　四十六円
○昭和二十一年領第八号（桑原市兵衛窃盗事件）
一、海軍衣嚢　一個
二、毛布　一枚
三、雨カッパ　一枚
四、海軍冬軍服　一着
五、海軍夏軍服　一着
○昭和二十五年押第一〇〇九号（高橋三郎住居侵入被疑事件）
一、懐中電燈　一個
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
岐阜区検察庁
○昭和二十六年押第九九号（成瀬一食窃盗被疑事件）
一、水色木綿風呂敷　一枚
二、花模様入水色風呂敷　一枚
三、白色木綿風呂敷　一枚
四、紙袋（破損品）　二枚
五、白色木綿布袋　一枚
○昭和二十四年押第三〇号（領木花江政令第一六五号違反被疑事件）
一、立会料金　現金三百円
但百円札　三枚
三、立会封金　現金七百円
但百円札　七枚

○財団

愛知県知多郡阿久比村大字植大字中郷十五番地都築紡績株式会社より愛知県知多郡河和町大字古布字屋敷一八六番地所在の都築紡績株式会社河和工場に属する建物工作物並に機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があったから財団に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若は仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

◉昭和二十六年(家)第三八二四号、三八二五号

本籍並びに住所中蒲原郡岡川村大字嘉瀬二千百八十七番地
申立人 五十嵐藤八郎

本籍右に同じ、最後の住所東京都墨田区本所亀沢町四丁目二十七番地の七
昭和二十六年十一月二十九日交付第四九号一葉
不在者 五十嵐ナヨ

本籍中蒲原郡岡川村大字嘉瀬二千百八十七番地、最後の住所東京都墨田区本所亀沢町四丁目二十七番地の七
明治二十年一月二日生
大正十三年十月三日生

右不在者に対し利害関係人五十嵐藤八郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月三日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し其の届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄に其の届出をして下さい。
昭和二十六年十二月二十四日
新潟家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第四二四九号

本籍大阪市天王寺区堀越町百十九番地、最後の所在昭和二十年七月二十日満州黒河省孫吳第十八野戰自動車廠北安出張所(満州第二六四〇部隊)今次戰争による生死不明者
陸軍上等兵 林 卯一郎

右の者に対し大阪市天王寺区堀越町百十九番地利宗関係人林卯蔵より失踪宣告の申立があつたから右生死不明者は昭和二十七年九月三日午前十時迄当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしなければ失踪を宣告することがある。又その生死不明者の生死を知つてゐる方は右の期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十七年一月七日
大阪家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第一二三四号

本籍及び住所赤穂市坂越千二百七十五番地
申立人 照條清太郎

本籍及び住所右に同じ
不在者 照條正

右不在者に対し申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月三十一日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十七年一月七日
大阪家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第一二三九号

本籍及び住所広島県安芸郡江田島町七千九百四十三番地の四
申立人 峯崎 陸義

本籍及び最後の住所広島県安芸郡江田島町七千九百四十三番地の四
不在者 峯崎 江八

右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年八月十七日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月十七日
広島家庭裁判所呉支部

◉昭和二十六年(家)第一〇三二号

本籍及び住所広島県深安郡加茂村字上加茂四百五十五番地
申立人 三島 稜子

本籍及び最後の住所広島県深安郡加茂村字上加茂四百五十五番地
不在者 三島 新根

右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月二十八日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。
明治二十九年二月二十七日生

◉昭和二十六年(家)第九六六号

本籍及び住所広島県安芸郡江田島町七千九百四十三番地の四
不在者 峯崎 江八

右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年八月十七日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月十七日
広島家庭裁判所福山支部

◉昭和二十六年(家)第一五五七号

本籍及び住所広島県賀茂郡熊野跡村三百九十九番地
申立人 横山 カタ

本籍広島県賀茂郡熊野跡村三百九十九番地、住所満州第六二七軍事郵便所気付満州第三三〇部隊ヒ隊
不在者 横山 一巨

右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月二十四日
広島家庭裁判所

○失踪宣告取消

◉昭和二十六年(家)第三八二三号

本籍静岡県庵原郡興津町興津百三十番地、住所右同県清水市町九十番地
申立人 佐藤 愈七

明治二十六年六月二十八日生

右者の申立により失踪宣告取消審判事件について当裁判所は、その申立を理由あるものと認め申立人に対して静岡区裁判所が昭和八年一月十八日なした失踪宣告は之を取消した。
昭和二十六年十二月二十二日
静岡家庭裁判所

○破産宣告

◉東京都世田谷区成城町五五六番地
中村政光方 破産者 中村兵左衛門

右の者に対する昭和二十六年(フ)第一五九号破産事件につき、昭和二十七年一月十四日午後四時当裁判所が為した破産宣告に関してつぎのとおり公告する。
一、債務者中村兵左衛門を破産者とする。
二、破産管財人は東京都中央区築地四丁目二番地、弁護士籠岡茂三郎
三、債権届出期間 昭和二十七年二月二日まで

しをしないときは失踪の宣告を受けます。又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月二十五日
神戸家庭裁判所龍野支部

◉昭和二十六年(家)第一三九〇号

本籍福井市和田中町南宅地二十九番地、最後の住所満州国吉林省扶余県扶余街西北区北官舎
不在者 前川 俊雄

昭和十九年一月一日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月十五日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をしないときは失踪の宣告を受けます。
昭和二十七年一月五日
福井家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第九六六号

本籍及び住所広島県安芸郡江田島町七千九百四十三番地の四
申立人 峯崎 陸義

本籍及び最後の住所広島県安芸郡江田島町七千九百四十三番地の四
不在者 峯崎 江八

右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年八月十七日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月十七日
広島家庭裁判所呉支部

◉昭和二十六年(家)第一〇三二号

本籍及び住所広島県深安郡加茂村字上加茂四百五十五番地
申立人 三島 稜子

本籍及び最後の住所広島県深安郡加茂村字上加茂四百五十五番地
不在者 三島 新根

右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年九月二十八日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。
明治二十九年二月二十七日生

◉昭和二十六年(家)第九六六号

本籍及び住所広島県安芸郡江田島町七千九百四十三番地の四
不在者 峯崎 江八

右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年八月十七日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月十七日
広島家庭裁判所福山支部

◉昭和二十六年(家)第一七五七号

本籍及び住所広島県賀茂郡熊野跡村三百九十九番地
申立人 横山 カタ

本籍広島県賀茂郡熊野跡村三百九十九番地、住所満州第六二七軍事郵便所気付満州第三三〇部隊ヒ隊
不在者 横山 一巨

右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十六年十二月二十四日
広島家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第三八二三号

本籍静岡県庵原郡興津町興津百三十番地、住所右同県清水市町九十番地
申立人 佐藤 愈七

明治二十六年六月二十八日生

右者の申立により失踪宣告取消審判事件について当裁判所は、その申立を理由あるものと認め申立人に対して静岡区裁判所が昭和八年一月十八日なした失踪宣告は之を取消した。
昭和二十六年十二月二十二日
静岡家庭裁判所

○破産宣告

◉東京都世田谷区成城町五五六番地
中村政光方 破産者 中村兵左衛門

右の者に対する昭和二十六年(フ)第一五九号破産事件につき、昭和二十七年一月十四日午後四時当裁判所が為した破産宣告に関してつぎのとおり公告する。
一、債務者中村兵左衛門を破産者とする。
二、破産管財人は東京都中央区築地四丁目二番地、弁護士籠岡茂三郎
三、債権届出期間 昭和二十七年二月二日まで

第一回債権者集会の期日は昭和二十七年二月十二日午後二時
四、破産者の債務者及び破産財団に対する財産の所持者は、破産者に弁済をし、又はその財産を交附してはならぬ。破産者に対し、債務を負担する者はその旨、破産者の財産を所持する者はその旨、破産者の財産を所持するものは別除権を有することを、昭和二十七年二月二日までに破産管財人に届出ねばならぬ。
昭和二十七年一月十四日
東京地方裁判所
民事第二十一部
裁判官 豊田太郎

◉本店神戸市葺合区琴緒町五丁目四番地の五
営業所神戸市灘区永手町五丁目十六番地、西川伍郎方
債務者 鐘仲産業株式会社

右の者に対し昭和二十四年(フ)第五四号破産事件に付いて破産宣告決定をしたから左記事項の公告をする。
一、債務者鐘仲産業株式会社を破産者とする。
一、破産管財人は神戸市生田区下山手通五丁目二三の五、弁護士山本登
一、債権届出期間 昭和二十七年二月九日迄
一、第一回債権者集会の期日及債権調査の期日は昭和二十七年二月十八日午前十時
一、破産者の債務者及び破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済をし又は其の財産を交付してはならない。破産者に対して債務を負担する者又は破産者の財産を所持する者が別除権を有するときは其の債権を有することを昭和二十七年二月九日迄に破産管財人に届出でられたい。
昭和二十七年一月二十一日
神戸地方裁判所

会社その他の公告

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月二十日の臨時株主総会の決議により解散致しました。当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年一月七日
横浜市中区日本大通り横浜商工会議所内
有限会社三成商会
清算人 田村 太郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年三月三十一日の十時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月二十日
横浜市中区本町四丁目三十八番地
平和建設工業株式会社
清算人 青木 二郎

公告(第二回)

社員総会の決議により当社は昭和二十六年十二月十九日解散致しました。就而当社に債権を有せらるる向は本公告掲載の日より六十日以内に債権を申出て下さい。若し申出なきときは清算より除斥致します。
右公告する。
昭和二十六年十二月二十九日
横浜市中区日本大通り横浜商工会議所内
有限会社三成商会
清算人 田村 太郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月十日の十時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せらるる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月二十日
横浜市中区西竹ノ丸七十八番地
株式会社清水商会
清算人 清水 キン

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付て関係者の閲覧に供する。
昭和二十七年一月二十四日
名古屋法務局内海出張所

大蔵省公告

○証票無効

一、検査章
昭和二十六年五月二十九日交付第四九号一葉
荒川税務署在勤大蔵事務官佐藤忠雄
名義の分
昭和二十六年十二月十二日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年五月二日交付第三三号
一葉
日本橋税務署在勤大蔵事務官愚田善雄名義の分
昭和二十六年十二月七日亡失
一、収税官吏章
昭和二十六年一月三十日交付第二号
一葉
豊島税務署在勤大蔵事務官奥山三郎
名義の分
昭和二十六年十二月十七日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年一月
東京国税局

一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年十一月二十九日交付第四五号一葉
大阪国税局在勤大蔵事務官讃沢和典
名義の分
昭和二十六年十二月十五日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年一月
大阪国税局

一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年十一月二十九日交付第四六号一葉
石狩税務署在勤大蔵事務官熊谷尚名義の分
昭和二十六年十一月二十三日亡失
右亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年一月
札幌国税局

一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十六年一月一日交付第八号一葉
中村税務署在勤大蔵事務官田村正憲
名義の分
昭和二十六年十月二十三日亡失
一、検査章
昭和二十四年四月一日交付第四二号
一葉
安芸税務署在勤大蔵事務官浜田一男
名義の分
昭和二十六年九月二十九日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年一月
高松国税局

一、収税官吏章
昭和二十四年一月十日交付第二四号
一葉
長崎税務署在勤大蔵事務官高柳好松
名義の分
昭和二十六年六月二十五日亡失
一、検査章
昭和二十五年四月三日交付第七九号
一葉
博多税務署在勤大蔵事務官福田憲吉
名義の分
昭和二十六年十二月十二日亡失
一、検査章
昭和二十六年六月一日交付第七号一
一葉
博多税務署在勤大蔵事務官庄島弘介
名義の分
昭和二十六年十二月七日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
昭和二十七年一月
福岡国税局

一、検査章
昭和二十五年七月十九日交付第五号
一葉
日南税務署在勤大蔵事務官東田計三郎名義の分
昭和二十五年十二月二十三日亡失
一、国税滞納者財産差押証票
昭和二十五年四月十八日交付第一八号一葉
日南税務署在勤大蔵事務官東田計三郎名義の分
昭和二十五年十二月二十三日亡失
右それぞれ亡失の旨届出があつたから、事故発生の日以降無効とする。
熊本国税局

裁判所公告 (◉印は新掲)

○押收物還付公告

旭川家庭裁判所

左記物件について、少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年押第一八号(昭和二六年(少)第二二三号窃盗賍物收受保護事件)
一、スキー帽子(黒) 一箇
二、スキー帽子 一箇
三、船員用帽子 一箇
四、右同 一箇
○昭和二十五年押第五九号(昭和二五年(少)第五二九号横領保護事件)
一、中古茶褐色平ズボン 一足
二、中古白色平ズボン 一足

仙台家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年押第八七号(昭和二六年少第七一七号窃盗保護事件) 一台
一、小型写真機(サツクなし)
○同押第九四号(同少第一六〇八号同) 一箇
一、白ワイシャツ(中古) 一枚
○同押第一八九号(同少第一五二四号食糧管理法違反)
一、換価代金 二千一百五十六円

福島家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十四年少第二九六号食糧管理法違反保護事件
一、換価代金 五三〇円五三銭
○昭和二十五年少第一三三号同
○同 七七四三七銭
○昭和二十六年押第六九号(昭和二六年少第三二二号窃盗保護事件)
一、同 一枚
一、背広上衣 一枚
○同押第四一号(同少第三四一号同)
一、ゴム長靴(子供用) 一足
○同少第三八八号食糧管理法違反保護事件
一、換価代金 八六一円
○同押第九五号(同少第七七一号窃盗保護事件)
一、ビニール製風呂敷 一枚
○同押第八四号(同少第六五六号同)
一、自動秤 一箇
○同押第七一号(同少第五六八号同)
一、万年筆 一本

青森家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十六年保第三〇九号(昭和二六年(少)第八六四号食糧管理法違反保護事件)
一、換価代金 九百二十六円也

岡山家庭裁判所津山支部

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年押第一一〇号(昭和二六年(少)第六一〇号窃盗保護事件)
一、懐中時計 一箇

鹿児島家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十六年押第一二七号(昭和二六年少第一九〇四号虞犯保護事件)
一、現金 三千九百二十四円也
一、財布 一箇

○失踪に関する届出の催告

◉昭和二十六年第一三二一号

本籍及び最後の住所東京都豊島区椎名町五丁目二三五六番地
申立人 二宮 尊夫
不在者 二宮 一三

大正四年一月二十日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十二月三十五日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をしないときは失踪の宣告を受けます。
昭和二十七年一月五日
浦和家庭裁判所

◉本籍広島県広島市仁保町字洋千八十九番地、住所埼玉県大宮市土手町二丁目百五十番地、武藤方
申立人 岡野 益子

本籍右申立人に同じ、最後の住所川口市大字芝五千四百番地
不在者 岡野 春三

右不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十一日迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し届出をしなければ失踪を宣告する。又不在者の生死を知つて居るものは右期日迄にその届出をされたい。
昭和二十六年十二月二十五日
浦和家庭裁判所

◉昭和二十六年(家)第一四九六号

本籍並びに最後の住所千葉県東葛飾郡柏町戸張千百五十五番地
不在者 成島 繁蔵

慶応三年十二月十五日生

右不在者に対し申立人成島金作より失踪宣告の申立があつたので不在者又は不在者の生死を知つて居る者は昭和二十七年八月二十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出がない時は失踪の宣告をすることになります。
昭和二十六年十二月二十八日
千葉家庭裁判所松戸支部
家事審判官 居森義知

◉昭和二十六年(家)第二三六〇号

本籍並びに住所茨城県鹿島郡白鳥村大字飯島九一五番地
申立人 八角 ふよ

本籍並びに最後の住所右に同じ
不在者 八角みよ子

昭和十年四月一日生

右不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月二十四日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る者も右期日迄にその届出をされたい。
昭和二十六年十二月二十四日
水戸家庭裁判所

第7511号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月十六日
東京都大田区羽田本町三四七番地
株式会社三吉鍛工所
清算人　佐藤　要吉
清算事務所　港区芝三田二丁目四番地

アスピード多数紙穿孔機
女・子供でも楽に
堆積紙数三寸余の厚さを一動作で正確に穿孔する
全国電報局御採用
【カタログ送呈】
中島精密工業株式会社
東京●杉並●堀ノ内 電話 中野 (38)1467・3406・4291番

解散公告（第一回）
当会社は昭和二十六年十二月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年一月二十四日
東京都千代田区富士見町二の八
東京千代田印刷株式会社
清算人　平野　俊三

決定整備計画実行完了公告
当社は昭和二十七年一月十四日整備計画の実行を完了しましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規定に依り公告致します。
昭和二十七年一月二十一日
川崎市南加瀬一一四〇番地
株式会社日吉製作所

解散公告（第二回）
当会社は昭和二十六年十一月三十日の株主総会の決議により同日解散しました当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内にこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十七年一月二十二日
大阪市東区谷町三丁目四十五番地
三幸衣料産業株式会社
代表清算人　吉田　龍治

株主総会招集公告
昭和二十七年二月十二日午前十時本店で第二期営業報告書貸借対照表財産目録損益計算書並に損益金処分案承認及役員選任の件につき株主総会を招集しますから当会社株券所持人は御出席下さい。
昭和二十七年一月二十四日
東京都台東区浅草橋三の五
日本塗研資材株式会社

約束手形無効公告
金額　二十万円也
支拂場所　(株)大阪銀行新橋支店
振出人　三光金属工業株式会社取締役社長榊忠重
振出日　昭和二十六年十二月四日
支拂期日　昭和二十七年二月四日
名宛　空白
右約束手形一通詐欺の疑いあるに付き無効とす。
昭和二十七年一月二十四日
東京都中央区銀座東七の六
三光金属工業株式会社

第三期決算公告
（昭和二十六年九月三十日現在）
貸借対照表

資産の部

現金及預金	七、一八四、七六四・〇〇
未収入金	五、〇四四、七〇四・〇〇
前拂金	八八八、一三五・〇〇
立替金	五六、六八六・〇〇
製品	六〇、五二〇・〇〇
貯蔵品	一、五四三、七〇八・〇〇
役員従業員立替金	二九九、四五九・〇〇
建物	一、二三〇、〇四五・〇〇
機械装置	一、九三〇、三三七・〇〇
車輌運搬具	一六、五九五、五六八・〇〇
船舶	三四一、六〇〇・〇〇
工具器具備品	九二五、七九六・〇〇
新営勘定	一、七八九、七四一・〇〇
繰延勘定	三一八、六五二・〇〇
前期損失金	二三〇、三五三・七四
当期損失金	三三九、〇八七・二六
合計	三八、七八九、一五六・〇〇

負債の部

支拂手形	一〇、一三八、五八七・〇〇
買掛金	一四、三一七、五八一・〇〇
未拂金	二、〇一四、五三六・〇〇
前受金	三、一〇一、九〇〇・〇〇
預り金	一、九〇二、八六四・〇〇
役員従業員預り金	四〇三、七九五・〇〇
納税引当金	一、二四四、〇〇〇・〇〇
従業員退職金引当金	六六五、八九三・〇〇
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	三八、七八九、一五六・〇〇

昭和二十六年十二月
日立市大字助川一四〇五番地
日東運輸株式会社

利益及別途積立金	九九九、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一九、八八三、三一六・七六
退職基金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
株主配当金	八七五・〇〇
借入金及支拂手形	二、〇一七、三〇〇・〇〇
仮受未拂、未決済勘定	一、一五四、五七九・五〇
前期繰越金	四七、六一一・八七
当期利益金	四七六、七一六・一七
合計	二六、三二九、三九九・三〇

昭和二十六年十一月二十八日
日本殖産興業株式会社

昭和27年度 予算書
一般会計予算並びに同予算参照書
特別会計予算並びに同予算参照書
政府機関予算並びに同予算参照書
3部1組　B5判　1,600頁
頒布実費　1,500円　（送料実費）
本書は今次第13回国会提出のため大蔵省主計局にて作成したもので、特に各地方自治体、諸機関、図書館、その他一般において入手方を要望される向に応ずるため、国会提出後に同一品を頒布するものであります。
部数に限定がありますから至急下記え御発注下さい。
東京都新宿区市谷本村町
印刷庁業務部業務課
電話九段(33)350～9（直通4909）

第三十三回貸借対照表
昭和二十六年十月三十一日現在

資産

不動産及什器	二〇、五〇一、五二六・三三
有価証券	三、八三三、四五七・〇〇
銀行、信託振替現金	六一〇、九三二・五九
貸付金及未収金	一、一〇二、二六〇・六四
仮拂金	一七九、四五一・七四
未経過利息	一、七七一・〇〇
合計	二六、三二九、三九九・三〇

負債

資本金	一、五五〇、〇〇〇・〇〇

第七期決算報告
昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

固定資産	一、七六六、八二一・〇〇
有価証券及出資金	七九一、〇〇〇・〇〇
商品棚卸高	二、七五〇、三四七・四八
売掛金	一五、五七一、七三〇・八〇
前拂金	七一七、六八八・五〇
受取手形	九、四九二、四四四・〇〇
現金及預金	九、〇二三、五〇六・六四
創業費	一五八・〇〇
未決算勘定	一、〇五〇、八八九・〇〇
合計	四一、一六四、五八五・四二

第三十四回決算公告
（昭和二十六年十一月三十日現在）
貸借対照表

資産の部

現金	三、八九五、六二二・〇一
銀行	九八、八三七、〇五八・〇二
受取手形	一六七、五七七、九六六・〇〇
輪手形	一〇、三〇八、一四五・二〇
売掛金	八五、五七一、四六六・一二
有価証券	五、一二一、〇〇〇・〇〇
商品	八三、八五四、七七〇・二八
前渡金	一二、三四二、四六八・五七
仮拂動産	九、五九九、三三一・〇〇
不渡器	一、九五一、三四六・〇〇
什器	二、八三四、三一一・二八
合計	四八一、八九三、四八四・四八

負債の部

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	二、一一二、一三二・〇〇
繰越利益金	六九七、一九九・三〇
買掛金	三、二一一、六七五・二八
支拂手形	一八、六〇四、七三六・四八
割引手形	七、三三二、四七〇・〇〇
裏書手形	三、一三四、二五八・九〇
短期借入金	九四一、一四二・〇〇
未拂諸勘定	四、一三〇、九八一・四六
当期利益金	四一、一六四、五八五・四二
合計	四八一、八九三、四八四・四八

昭和二十六年十一月三十日
京都市上京区上立売通り浄福寺西入上ル
協和産業株式会社

正誤
昭和二十七年一月二十一日会社その他の公告欄二九五頁二段甲株式会社岩戸商店、乙合資会社岩戸商店との合併公告三行「合資会社岩手商店(乙)」は「合資会社岩戸商店(乙)」の誤植

昭和二十七年一月十七日
大阪市福島区下福島一丁目四番地
株式会社丸石商会

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　一ヶ月　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)五二一五番　振替東京一九〇〇　印刷庁　官報課